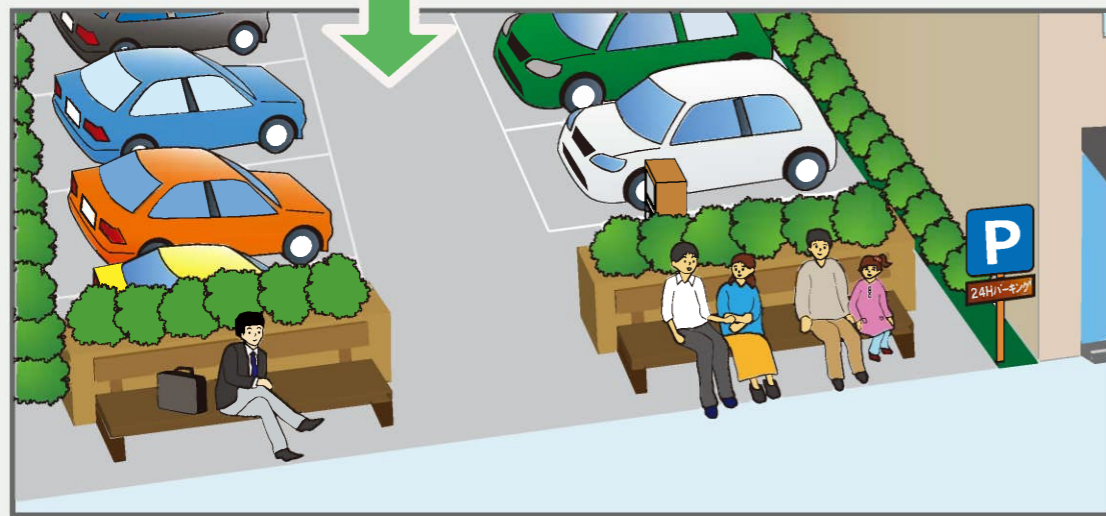


## 人と環境にやさしいまちづくり



にぎわいのある街並みにするためには、駐車場の整備を通して、人と環境にやさしい空間作りを行うことが必要です。

駐車場を整備する際には、景観に配慮した看板や歩行者の憩いの場となるベンチの設置、植樹による緑化などを進め、人と環境にやさしい駐車場整備を目指しましょう。

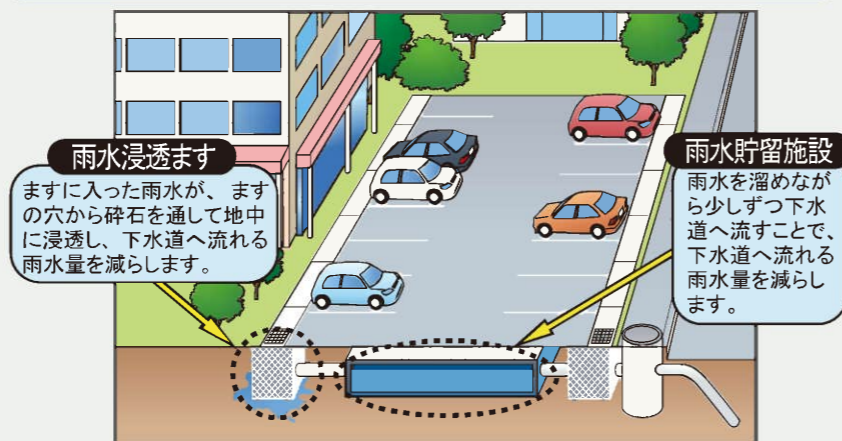


## 雨に強いまちづくり

近年、都市化による舗装面の増加により雨水が地中に浸透しにくくなっていることや、局地的な集中豪雨（ゲリラ豪雨）の頻発により、全国的に多くの浸水被害が報告されています。

駐車場は、舗装におおわれていることが多い施設のため、雨に強いまちづくりを目指すためにも、雨水流出抑制にご協力ください。

### 駐車場における雨水流出抑制による対策



雨水流出抑制とは、雨が降ったときに、その雨水を浸透させたり（雨水浸透）、一時的に溜めたり（雨水貯留）することにより、下水道や河川などに雨水が一気に流出しないようにすることです。

### ◆問い合わせ先

担当：札幌市まちづくり政策局 総合交通計画部 交通計画課  
住所：札幌市中央区北1条西2丁目（本庁舎5階北）  
電話：011-211-2275 / FAX 011-218-5114



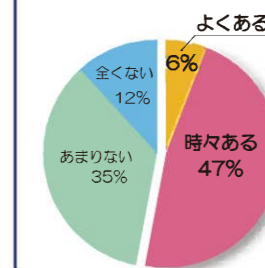
# 障がい者等用駐車場の整備ガイドライン

～駐車場を設置・管理する事業者の方へ～

商業施設や公共施設などに駐車場を設ける場合には、車いすを使用している方たちが利用しやすい広いスペースのある駐車場の整備が必要です。

また、障がい者等用駐車場を必要としない方が駐車しているために、本当に必要な方が駐車できない状況も報告されており、適正な利用に向けた取り組みが求められています。

◆商業施設における障がい者等用駐車場の「不適切な利用」や「お客様からの苦情・要望」の発生状況



半数以上の商業施設において、不適切な利用や苦情などが発生しております。その原因のほとんどが、「必要のない方が利用している」というものです。

回答 34 施設  
【札幌市によるアンケート（平成 27 年度）】



駐車場を設置・管理する事業者の皆様に参加していただくため、障がい者等用駐車場の整備基準や不適切な利用を防止するための取り組みを紹介します。

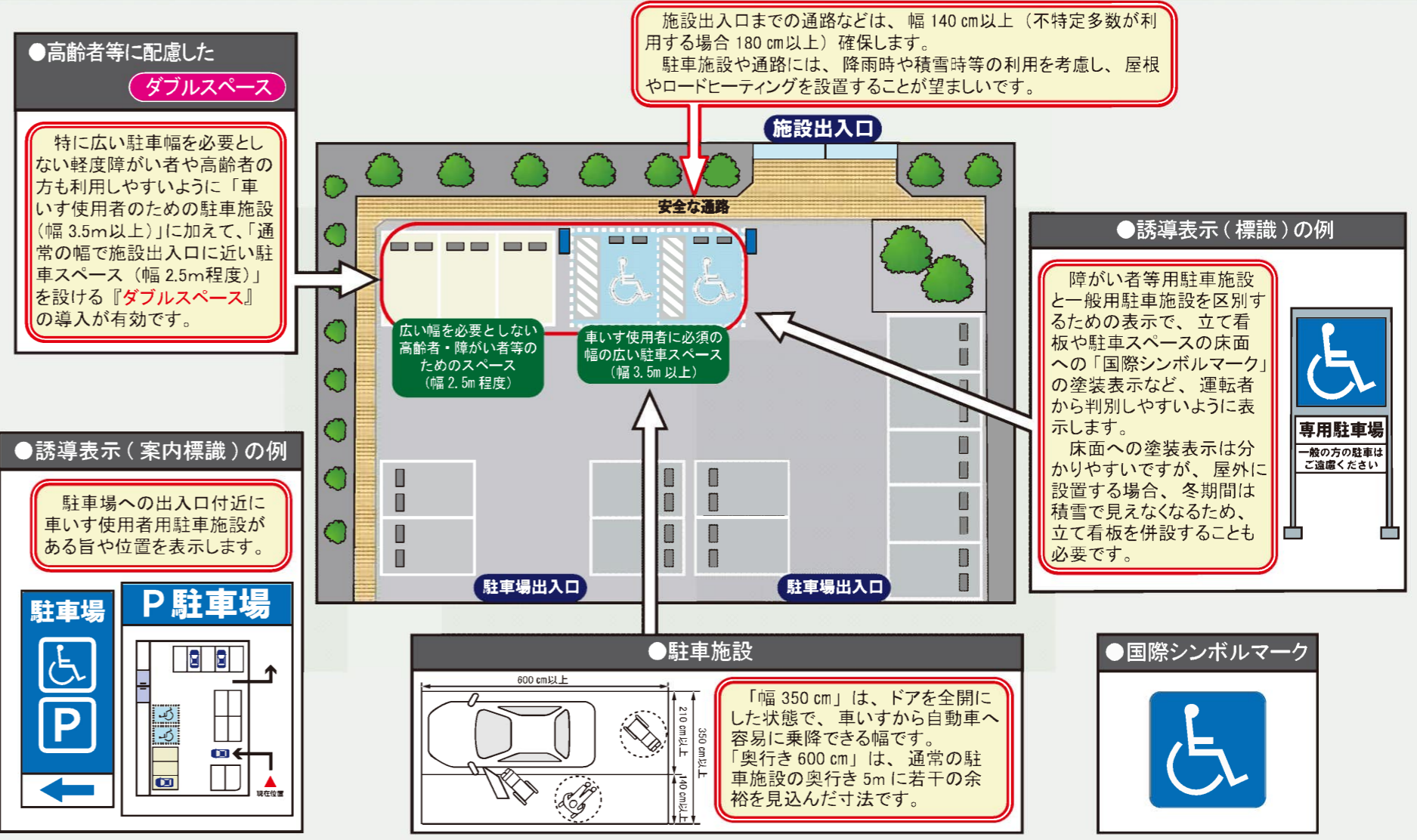
# 整備基準

「札幌市福祉のまちづくり条例」では、駐車場を設置する場合には、車いす使用者に配慮した駐車施設を設けるように規定しています。  
また、駐車のために供する部分の面積が1,000㎡以上の路外駐車場を整備する場合には、事前協議が必要です。

項目		条例における基準
障がい者等用駐車施設	台数	総台数の1/100台以上
	大きさ	幅3.5m×奥行6.0m以上
	車いす使用者用の表示	積雪等に配慮して設置
	設置場所	移動等円滑化経路 <sup>※</sup> の長さができるだけ短くなる位置
車いす使用者用駐車施設がある旨やそこまでの経路の表示		出入口付近に設置
移動等円滑化経路 <sup>※</sup>	経路数	1以上
	出入口の幅	90cm以上
	経路の幅	180cm以上
	表面の構造	滑りにくい仕上げ
	排水溝の蓋	杖や車いす等が落ち込まない

この他、札幌市福祉のまちづくり条例やバリアフリー新法に移動等円滑化経路上の傾斜路等について基準が設けられていますので、別途、「整備基準チェックリスト」等をご確認ください。  
※【移動等円滑化経路】障がい者等用駐車施設と出入口を結ぶ経路で、高齢者、障がい者等が円滑に移動できる経路

# 整備イメージ

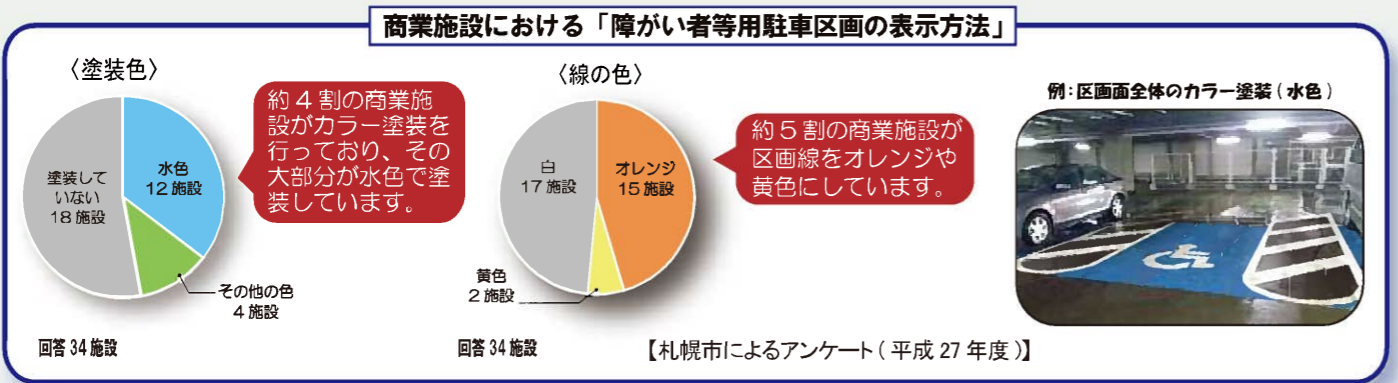


# 適正利用に向けた取り組み

障がい者等用駐車場の適正な利用に向けて、表示の工夫や場内放送、ガードマンの巡回など各施設で実施できる様々な取り組みがあります。

## ◆障がい者等用駐車区画の分かりやすい表示

国際シンボルマークの路面表示や立て看板の他、区画面全体のカラー塗装や区画線のカラー化などが行われています。



## ◆障がい者等用駐車場の「不適切な利用（必要のない方の駐車）」に対する取り組み

障がい者等用駐車場の適正な利用に向けて、「場内放送による呼びかけ・利用マナー周知」や「ガードマンの巡回」、「注意喚起ポスター・看板の設置」、「ゼブラゾーンへの三角コーンの設置」といった取り組みが行われています。

